

第9期計画期間に向けた給付と負担の議論（第1号保険料）

介護保険の第1号保険料・・・負担の能力に応じた負担を求めるという観点

制度創設時より**所得段階別保険料**としており、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしてきた。

社会保障審議会介護保険部会の意見書（令和4年12月20日）

「介護保険制度の持続可能性を確保するためには、低所得者の保険料上昇を抑制することが必要である」

【具体的な検討内容】

- ・国の定める標準段階（9段階）の多段階化 → 10段階以上を設定
- ・高所得者の標準乗率の引上げ
- ・低所得者の標準乗率の引下げ

高所得者の保険料負担増を
低所得者の保険料軽減財源に充てる

今後、国は具体的な段階数・乗率・低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階の役割分担について検討し、介護報酬改定などとあわせて年末に結論を得ることを予定している。

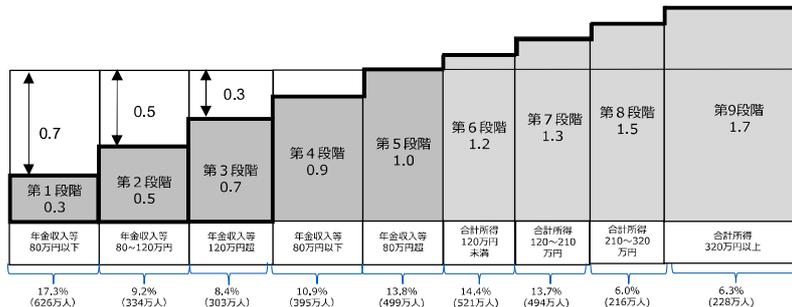
介護保険部会での議論を踏まえた見直しの例

出典：全国介護保険担当課長会議（R5.7.31）

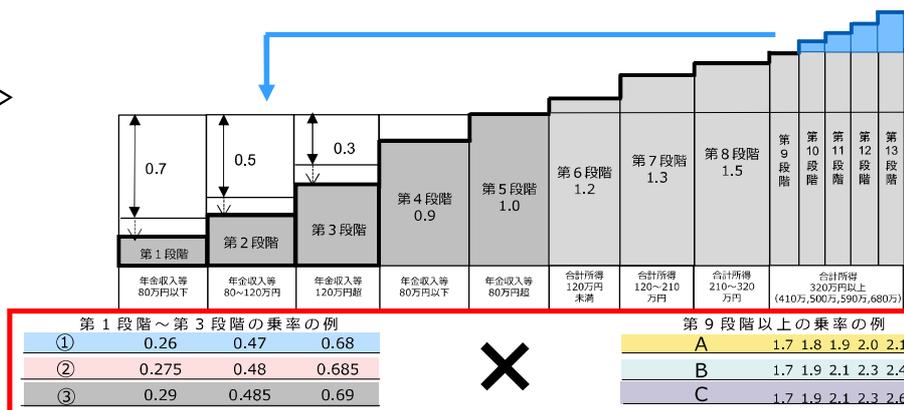
参考資料9

- 1号保険料の見直しについて、具体的な段階数、乗率、低所得者軽減に充当されている公費と保険料の多段階化の役割分担については、今後の介護保険部会等の議論を踏まえつつ年末までに結論を得るとされている。
- 7月10日の介護保険部会における自治体のご意見を踏まえ、保険者の第9期計画期間の保険料の検討等に資する観点から、介護保険部会での議論や既に多段階化を行っている保険者の実態を踏まえつつ、制度内の所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、現段階で考えられる見直しの例を示すもの。

< 現行制度 >

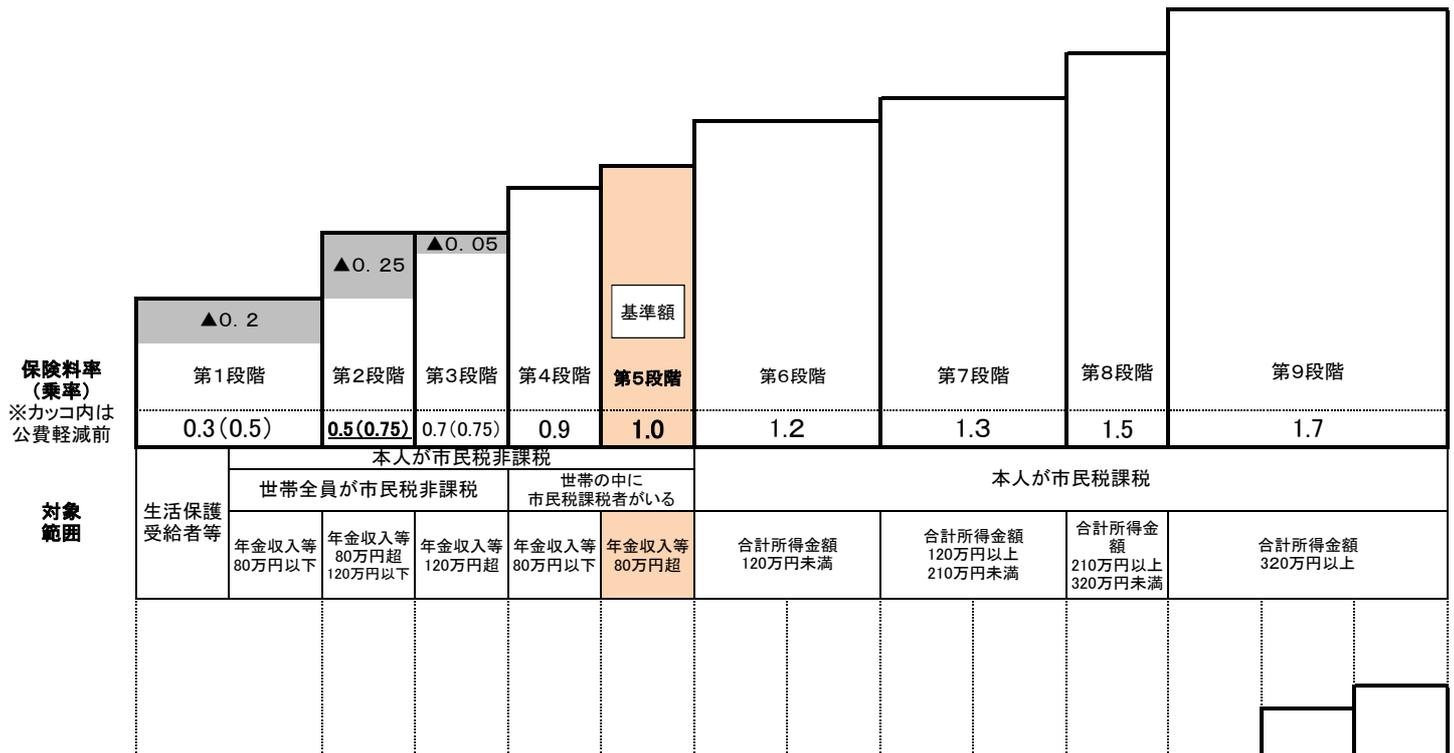


< 見直し例 >



国から示された見直し例は9通り
第1～第3段階の乗率（3通り）
×
第9段階以上の乗率（3通り）

◆国の定める標準段階(9段階)



◆北九州市の保険料段階(第8期)

保険料率 (乗率)	本人が市民税非課税					本人が市民税課税							
	世帯全員が市民税非課税		世帯の中に市民税課税者がいる			合計所得金額 120万円未満		合計所得金額 120万円以上 210万円未満		合計所得金額 210万円以上 320万円未満		合計所得金額 320万円以上	
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 80万円未満	合計所得金額 80万円以上 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 210万円未満	合計所得金額 210万円以上 320万円未満	合計所得金額 320万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第1段階						第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
※カッコ内は公費軽減前	0.3 (0.5)	0.45 (0.7)	0.7 (0.75)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8	2.05	2.15
増減率	▲0.2	▲0.25	▲0.05										
対象範囲	生活保護受給者等												
第8期保険料 (月額:円)	約1,970 (約3,270)	約2,950 (約4,580)	約4,580 (約4,910)	約5,890	6,540	約7,200	約7,530	約7,850	約8,180	9,810	約11,780	約13,410	約14,070
(年額:円)	23,540 (39,240)	35,310 (54,930)	54,930 (58,860)	70,630	78,480	86,320	90,250	94,170	98,100	117,720	141,260	160,880	168,730
人数 (R5当初賦課)	71,751	31,308	30,375	27,242	27,665	17,089	20,698	21,104	15,335	14,849	4,695	4,430	4,768
割合	24.6%	10.7%	10.4%	9.4%	9.5%	5.9%	7.1%	7.2%	5.3%	5.1%	1.6%	1.5%	1.6%

【国の定める標準段階と北九州市の保険料段階(第8期)との比較】

○低所得の市民税課税者への負担軽減

【国】第6段階(乗率1.2) → 【北九州市】第6段階(乗率1.1)と7段階(1.15)に分割

○被保険者の応能負担に基づいたきめ細かな保険料段階の設定

【国】第7段階(乗率1.3) → 【北九州市】第8段階(乗率1.2)と第9段階(乗率1.25)に分割

【国】第9段階(乗率1.7) → 【北九州市】第11段階(乗率1.8)、第12段階(乗率2.05)、第13段階(乗率2.15)に分割

【補足】 ～保険料段階設定 国の制度設計を踏まえた考察～



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
乗率	0.5	0.7	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7

保険料の算定にあたっては、第1号被保険者数が重要だが、第5段階(基準額=乗率1.0)を支払う人数による換算も重要



としたときに、第1号被保険者数が何人になるか

1

【補足】 ～保険料段階設定 国の制度設計を踏まえた考察～



段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
乗率	0.5	0.7	0.75	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7

【国全体の所得分布】

構成比	17.3%	9.2%	8.4%	10.9%	13.8%	14.4%	13.7%	6.0%	6.3%
-----	-------	------	------	-------	-------	-------	-------	------	------

⇒北九州市の所得分布が、国全体と同じであれば、29万人の被保険者が第5段階換算で29万人になる

【北九州市の所得分布】

※令和5年度当初賦課時点

構成比	24.6%	10.7%	10.4%	9.4%	9.5%	13.0%	12.5%	5.1%	4.8%
-----	-------	-------	-------	------	------	-------	-------	------	------

⇒北九州市の実際の所得分布に基づくと、29万人の被保険者が第5段階換算で27万人になる

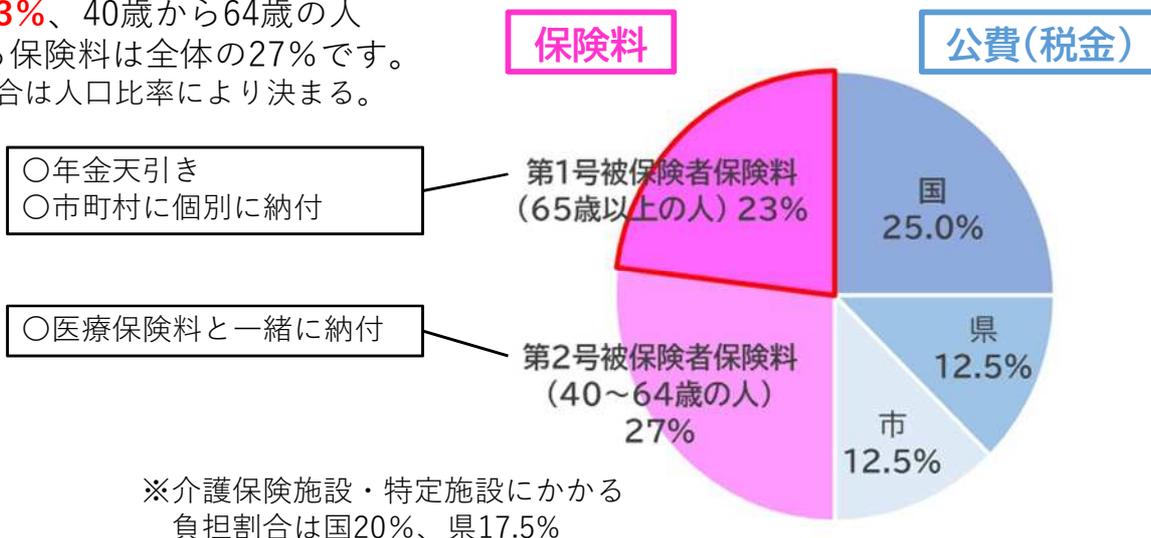


保険料基準額 押し上げ要因

介護保険の費用負担

介護（予防）サービスに必要な費用は、利用者の1～3割の負担を除いて、保険料50%と、公費（税金）50%で賄われている。

65歳以上の人が負担する保険料は全体の23%、40歳から64歳の人負担する保険料は全体の27%です。
※負担割合は人口比率により決まる。



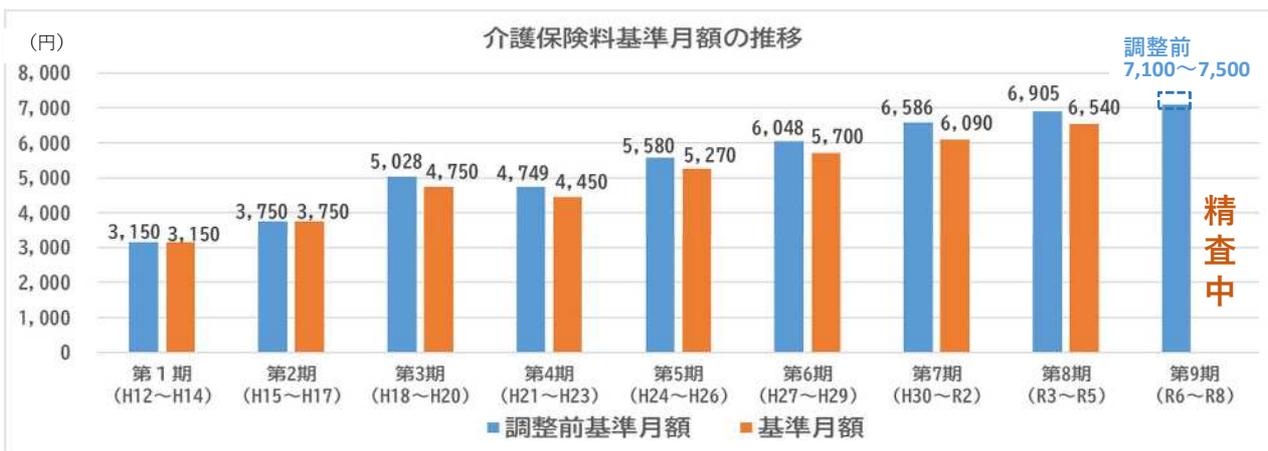
第1号保険料の基準月額の算定方法

第1号被保険者の介護保険料は介護サービスの利用量などの見込みにより算出された「保険給付費」、「地域支援事業費」などの費用を基に、第1号被保険者が負担する費用を算出し、保険料額（基準額）を決定する。

保険料基準月額 = 保険料収納必要額（第1号被保険者） ÷ 予定保険料収納率 ÷ 所得段階別加入割合補正後の被保険者数（※） ÷ 12月

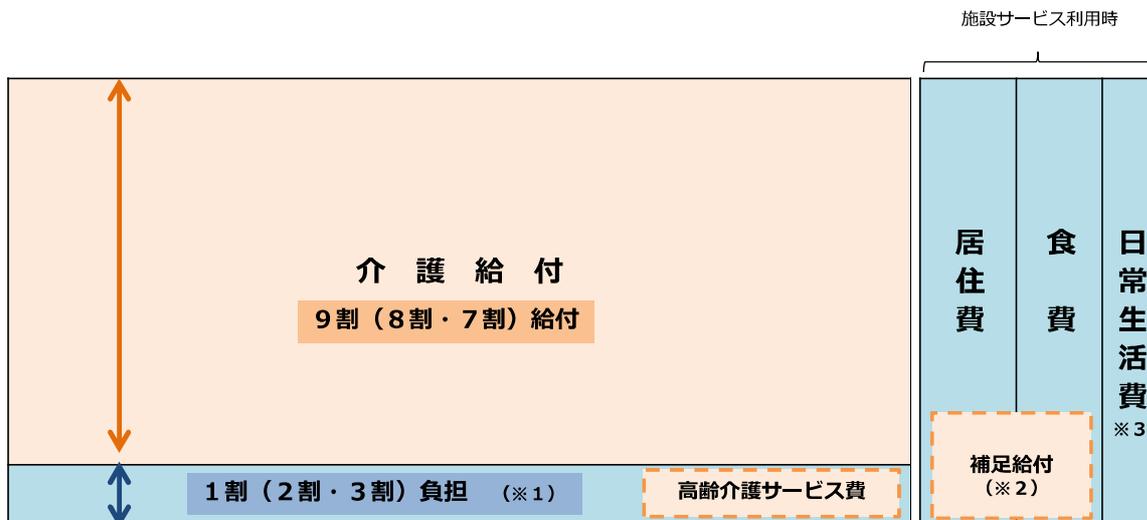
介護保険料の余剰金である「介護給付費準備基金」を保険料の上昇抑制のため、活用する。

（※）所得段階別加入割合補正後の被保険者数…所得段階ごとに被保険者数と保険料率（乗率）を乗じた数の合計。



介護給付における利用者負担

※肌色 = 保険給付、水色 = 利用者負担

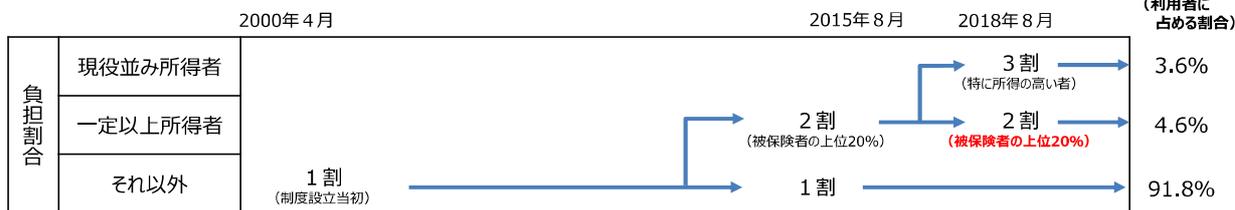


- ※1 居宅介護支援は全額が保険給付される。
「合計所得金額160万円以上」かつ、「年金収入 + その他合計所得金額280万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合346万円以上）」の場合は、2割負担。
「合計所得金額220万円以上」かつ、「年金収入 + その他合計所得金額340万円以上（単身世帯の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」の場合は、3割負担。
- ※2 介護保険3施設・ショートステイにおいては居住費、食費の軽減
- ※3 日常生活費とは、サービスの一環で提供される日常生活上の便宜のうち、日常生活で通常必要となる費用。（例：理美容代、教養娯楽費用、預かり金の管理費用）

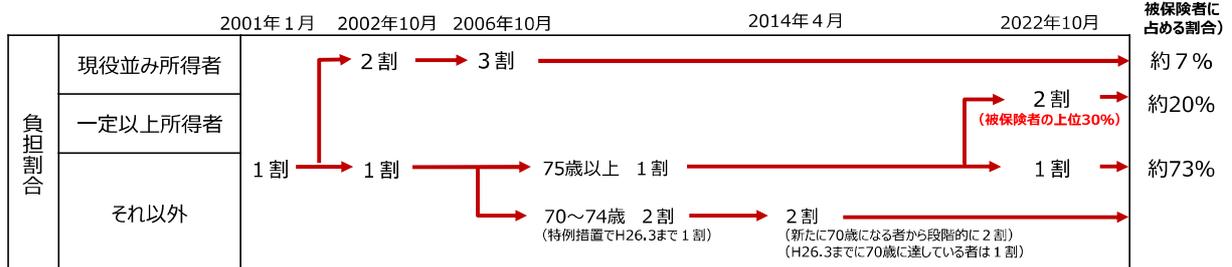
介護保険制度における利用者負担割合（経緯）

- 介護保険の利用者負担は、制度創設以来1割であったが、その後負担割合の見直しが行われている。
- 介護保険制度施行時には高齢者医療は定額負担制であり、その後定率負担が導入され、さらに負担割合の見直しが行われている。

介護保険の利用者負担

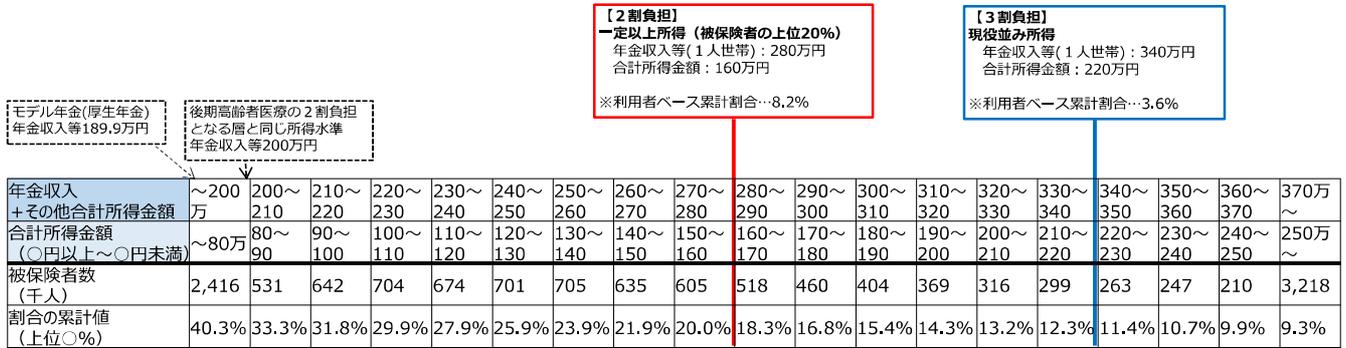


(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上の高齢者）



1号被保険者の所得分布(2割負担・3割負担の水準)

- 世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、
- 相対的に負担能力のある、一定以上の所得を有する方の利用者負担割合を2割としている【平成27年8月施行】
- 2割負担者のうち、特に所得の高い方の利用者負担割合を3割としている【平成30年8月施行】



所得分布は令和4年4月1日現在(介護保険計画課調べ)

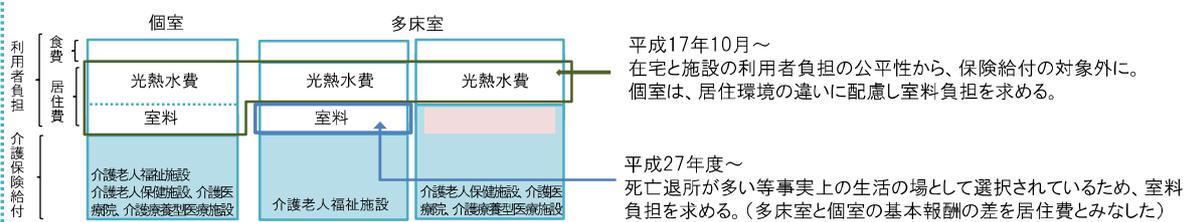
- 年金収入の場合: 合計所得金額 = 年金収入額 - 公的年金等控除等(120万円程度) (※)
- 年金収入 + その他の合計所得金額は、給与所得等の額により変動しうる。
- ※ 公的年金等控除については、平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)に基づき、控除額が一律で10万円引き下げられているが、介護保険料や保険給付の負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、所得指標の見直しを実施している。

多床室の室料負担の経緯と現状

「介護保険制度の見直しに関する意見」参考資料
(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

- 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等における居住費については、平成17年10月より、**在宅と施設の利用者負担の公平性の観点**から、保険給付の対象外とし、居住環境の違いに応じ、個室は光熱水費及び室料、多床室は光熱水費を居住費として負担することとされた。
その際、低所得者については、負担軽減を図る観点から、所得段階等に応じた負担限度額を設定し、限度額を超えた分については、補足給付として特定入所者介護サービス費を支給することとした。
- また、平成27年度からは介護老人福祉施設について、死亡退所も多い等**事実上の生活の場として選択されていること**から、一定程度の所得を有する在宅で生活する者との負担の均衡を図るため、一定の所得を有する入所者から、居住費(室料)の負担を求めることとした。(利用者負担第1～3段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させないこととした。)

居住費負担に関する経緯



介護保険施設の概要

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	介護療養型医療施設(令和5年度末まで)
概要	生活施設	リハビリ等を提供し、在宅復帰を旨指し在宅療養支援を行う施設	要介護者の長期療養・生活施設	長期療養を必要とする者に対し、医学的管理の下における介護、必要な医療等を提供する施設
設置根拠	老人福祉法(老人福祉施設)	介護保険法(介護老人保健施設)	介護保険法(介護医療院)	介護保険法(介護療養型医療施設) 医療法(病院・診療所)
面積(1人当たり)	10.65㎡以上	8.0㎡以上 <small>介護療養型は大規模改修まで6.4㎡以上で可</small>	8.0㎡以上 <small>大規模改修まで6.4㎡以上で可</small>	6.4㎡以上